

(表)

特定公共賃貸住宅入居請書

所在地	広島県尾道市御調町		番地
住宅番号	特定公共賃貸	住宅	号
敷金額	円	家賃(月額)	円
入居可能日	年 月 日	家賃納付期限	毎月末日

上記の住宅の使用に当たっては、次の事項を堅く履行します。

- 1 家賃は毎月納付期限までに納入すること。
- 2 住宅又は附帯設備の使用に最善の注意を払い、その他住宅の管理上の指示は堅く遵守すること。
- 3 周辺の環境を乱し、又は他に迷惑を及ぼす行為をしないこと。(鳥獣類を飼うなど他人の迷惑となる行為をしないこと。)
- 4 許可なく同居親族以外の者を入居させないこと。
- 5 許可なく住宅の用途変更、増築、模様替等一切しないこと。
- 6 前各項のほか、尾道市営特定公共賃貸住宅設置及び管理に関する条例及び尾道市営特定公共賃貸住宅設置及び管理に関する条例施行規則を遵守すること。
- 7 裏面の事項を理解し、保証契約の正常な維持に努めること。
- 8 入居資格者及び連帯保証人の情報について、関係機関・部署に照会することについて同意すること。

年 月 日

尾道市長様

入居者	現住所		TEL	
	フリガナ		生年月日	年 月 日
	氏名			

上記の者が特定公共賃貸住宅に入居した上は、裏面の事項を理解し、連帯保証人となり、入居者と連帯して極度額(入居時(承継による入居を含む。))の家賃の13月分に相当する額)の範囲内で家賃及び損害賠償等の一切の責務を負担します。

連帯保証人	現住所		TEL	
	勤務先		TEL	
	入居者との続柄			
	フリガナ		生年月日	年 月 日
	氏名			

※ 添付書類

- 1 連帯保証人の所得を証する書類(所得証明書等)
- 2 連帯保証人の印鑑登録証明書(連帯保証人の印鑑は、印鑑登録のしてあるものを使用すること。)

(裏)

1 連帯保証人の資格

- (1) 独立して生計を営む者
- (2) 確実な保証能力（入居者と同程度以上の所得）を有する者

2 入居に当たっての注意事項

入居に当たっては、関係法令を遵守するとともに、入居時に配布する「住まいのしおり」の内容を守ってください。

3 入居者の費用負担（次の費用は入居者の負担となります。）

- (1) 電気、ガス、上水道及び下水道の使用料
- (2) 汚物及びごみの処理に要する費用
- (3) 給水施設及び汚水処理施設の維持管理に要する費用
- (4) 畳の表替え及びふすまの張替え等軽微な修繕費用  
(退去時に通常の使用による損耗のみ生じている場合についても行うこととしている畳の表替え及びふすまの張替えに要する費用を含む。)
- (5) その他の市長が定める費用

4 連帯保証人の責務

- (1) 特定公共賃貸住宅における連帯保証人は、入居者と連帯して極度額（入居時（承継による入居を含む。）の家賃の13月分に相当する額）の範囲内で家賃、損害賠償等の一切の債務を負担することとなり、入居者と同等の債務責任を負うものとなります。
- (2) 連帯保証人は、入居者と同等の債務者であり、自己への家賃その他の請求を拒むことはできません。
- (3) 連帯保証人を辞退する場合は、入居者が、特定公共賃貸住宅連帯保証人変更届及び新たに連帯保証人の資格を有している方が署名し、実印を押した特定公共賃貸住宅請書を、必要な添付書類とともに提出する必要があります。
- (4) 連帯保証人は、入居者が新たな連帯保証人を立てることができない場合は、連帯保証人を辞退することができません。
- (5) 連帯保証人の氏名、住所等に変更があった場合は、入居者が速やかに特定公共賃貸住宅連帯保証人変更届を、変更内容を証明する書類とともに提出する必要があります。

5 入居者の心得

- (1) 連帯保証人が負担する債務の元本は、連帯保証人が死亡したときに確定します。
- (2) 入居者は、連帯保証人の死亡や破産等があった場合は、速やかに特定公共賃貸住宅連帯保証人変更届及び新たに連帯保証人の資格を有している方が署名し、実印を押した特定公共賃貸住宅請書を、必要な添付書類とともに提出する必要があります。